

Title	公共選択としてみた法人税率の決定
Sub Title	Determination of the corporation income tax rate from the viewpoint of the "public choice"
Author	古田, 精司
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1981
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.74, No.1 (1981. 2) ,p.20- 33
JaLC DOI	10.14991/001.19810201-0020
Abstract	
Notes	特集：公共選択(Public choice) 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19810201-0020

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

公共選択としてみた法人税率の決定

古 田 精 司

はじめに*

議会制民主主義のもとで、法人税率はどのようにして特定の水準に決められるのか。公共選択論の観点からは、政党（とくに政権担当政党）と利益集団（とくに法人企業団体）とが主役を演じ、短期的には選挙運動資金市場における需要と供給をつうじて特定の水準に税率が落ち着くと考えることができよう。ここでは法人税率決定の短期的・単純モデルにより試論を展開することを目的としている。

1. 法人税率はいかに決定されるか

「法人税負担は果して法人企業以外の経済主体——消費者、賃金・俸給稼得者に転嫁されているのか」という問題は、ほぼ半世紀にわたって「法人税の謎」としてよく知られ、また今日まで未解決のままに残されている。理論的にも実証的にも意見は拡散したままであり、とりわけ様々な計量分析が試みられたにも拘わらず、依然として謎のままに留まっている状況には変わりはない。

しかし、様々な計量分析が試みられる端緒となった事実は、ここでの課題にとってもやはり重要である。それは第二次世界大戦を境として、法人税率が急激に引上げられたという事実である。この事実は先進国に共通してみられる現象であるが、わが国もその例外ではなかった。図1は、アメリカの連邦法人所得税の最高法定（限界）税率の戦前・戦後にわたる変遷とあわせて、わが国の法人税の実効（平均）税率の同様の変遷を描いたものである。

このような両国における税率の飛躍的上昇という事実をとらえて、法人税転嫁の実証分析が次々

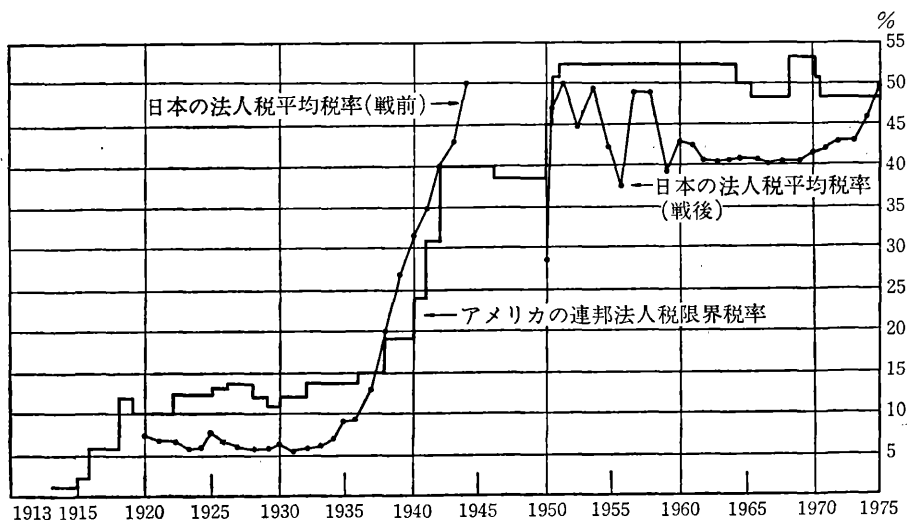
* この論文の要旨はパブリック・チョイス研究会で報告され、丸尾直美中大教授、田中清和上智大助教授、曾根泰教慶大助教授、香川敏幸亜細亜大助教授、黒川和美法大助教授、横山彰城西大講師、原田博夫専修大講師、細野助博筑波大大学院博士課程、今井良夫上智大大学院博士課程の諸氏より有益なコメントをいただいた。記して有難く御礼申し上げたい。なお、あり得べき誤謬はすべて筆者自身の責に帰することは勿論である。またこの論文は、文部省科学研究費助成総合研究(A)4330-09のもとで行われた研究の一部である。

公共選択としてみた法人税率の決定

と試みられたけれど、ここでの関心はいわばその分析方向を逆転させようとするところにある。転嫁分析を含む伝統的経済学では、その関心は法人税がおよぼす民間経済に対する経済効果にしばられてきた。法人税転嫁分析を例にとれば、税率の急激な引上げが法人企業の利潤率にどのように影響し、また資本と労働との間の分配率にどのように影響するかという問題に関心が寄せられてきた。これに対し、われわれの関心はその方向を逆転させ、「法人税率がどのように急激に引上げられたのはなぜか」という疑問から進んで、「法人税率はいかにして決定されるか」という課題に進もうとするものである。⁽¹⁾

戦前から戦後にわたる法人税率の急激な引上げは、いわば法人税率変動の長期的側面である。これに対し、「法人税率はいかにして決定されるか」という課題は、税率変動の短期的側面であり、分

図1：アメリカの連邦法人税の最高法定（限界）税率と日本の法人税の実効（平均）税率の変遷



注： アメリカの連邦法人税率は超過利潤税を含んでいない。また日本の法人税は国税のほか地方税としての法人住民税、事業税、さらには国税における加算税なども含んでいる。

資料： Tax Foundation, *The Corporation Income Tax*, 1968. ほか。日本については拙稿「日本の法人税負担とその転嫁」『三田学会雑誌』1962年9月号および国税庁編『法人企業の実態』各年号。

析のフレームワークも当然異なってくるであろう。長期的側面を考える場合は、法人税課税の対象となる法人企業の利潤ならびに利潤の成長プロセスを前提とする必要がある。日・米における法人

注(1) 同じような問題意識は、アメリカでは「公共選択論」、またヨーロッパでは「政治の経済理論」という新しい研究領域に関心を寄せる人々により抱かれるようになった。たとえばフライによれば「伝統的な経済学は、個人と集団の可能な選択領域を特定の部分に限定している。経済活動条件の変化（たとえば増税）を分析するとき、現在の経済学では市場の枠組みにおける個人の対応（増税の場合には合法的租税回避や違法な脱税）しか考えない。実際には非常に多くの反応がおこるのである。たとえば、利益集団の形成、政治家に直接影響を及ぼそうとする企て、ほかの地域や他国への移住、そしてもちろん投票や選挙への参加がこれである」という指摘がなされている。ここでの問題意識は、フライの指摘の後半に対応するものである。B. S. Frey, *Modern Political Economy*, p. 6. 1978 (B. S. フライ著、加藤寛監訳・川野辺裕幸・横山彰・原田博夫訳『新しい経済学・ポリティコ・エコノミックス入門』1980, p. 6. 参照。

税率の急激な引上げも、両国が戦時経済体制に突入してゆくプロセスのみならず、工業生産の急激な増大と利潤の膨張というプロセスも考慮に入れるべきであろう。⁽²⁾しかしながら、いかなる変数が法人税率変動の長期的側面を最もよく説明するか、という問題は差し当りここでの課題ではない。ここでの問題関心は、先進資本主義諸国における法人税率が、一般にどのようなメカニズムのもとで短期的に決定されているのか——その決定プロセスを取り上げようとするところにある。⁽³⁾それではいかなる分析フレームワークを用意すればよいのだろうか。

2. 議会制民主主義と法人税率

伝統的経済学では、法人税率がどのように決定されるかといった問題関心は、政治学の領域に属する課題とみなすのが通例である。したがって、これまでのところ法人税率のみならず租税政策、ひいては財政政策全般を含む政府行動の一般理論は与えられていなかった。また現実には、独裁制から民主制にいたるあらゆる政府形態に適用可能な政府行動の一般理論が存在していると考えことはできない。⁽⁴⁾それゆえここでは、公共選択理論のフレームワークを適用し議会制民主主義国家を前提として、その下での法人税率決定のメカニズムを検討することにしよう。

一般に、公共選択理論からみた議会制民主主義の下では、次のごとき四種類の行動主体の存在が仮定されている。すなわち、(i)有権者、(ii)政党、(iii)官僚制、(iv)利益集団である。まず伝統的経済学では、政府なり国家が社会厚生関数の最大化を意図するという利他心をもった個人が前提とされているのに対し、公共選択理論では、先のいずれの行動主体も自利心をもった個人を前提としている点にまず留意する必要がある。けれどもまた、伝統的経済学が前提とする経済市場モデルと、公共選択理論が前提とする政治市場モデルとの間にある類似性を見逃してはならない。なぜなら、利潤最大化をめざす企業家の代わりに得票最大化をめざす政党（そして政治家）がいる一方、消費者が経済市場で効用最大化をめざすと同様に有権者は政治市場でやはり効用最大化をめざすと仮定されて

注(2) 法人税率変動の長期的側面については、別個の研究課題として今後追求されることになる。この点については、次のコラムの指摘が示唆に富むと考えられる。「戦時中の法人税増徴は、利潤を減少せしめる他に資金の統制を行うのに役立った。非常に思い切った法人利潤税が同時に採用されなかったならば、第二次世界大戦の資金統制はおそらく不可能であったろう……。もし会社が留保することを許される利潤に明確な制限が同時につけられなかったならば、資金引上げの要求がある点で抑えるように資金稼得者を説得することはおそらく不可能であったろう。……そしてその増徴は他の諸税ならびに物価・資金・投資の直接統制と協力して、インフレーションを抑制するのに実際役立った、というのが私の結論である」。G. Colm, *Essays in Public Finance and Fiscal Policy*, 1955. p. 108-9 (木村元一・大川政三・佐藤博訳『ゲルハルト・コルム 財政と景気政策』1957. p. 97-98 参照。

(3) 法人税率の決定というとき、ここでは法定税率のうちの限界（最高）税率の決定メカニズムを探ることが意図されている。わが国の法人税制を例にとれば、昭和55年度現在では普通法人の各事業年度における法人所得に課せられる最高税率40%を指している。

(4) なぜ政府行動の一般理論が存在し得ないか——という理由については、次に挙げるダウンスの著書の第15章の説明が有益である。A. Downs, *An Economic Theory of Democracy*, 1957. (古田精司監訳『民主主義の経済理論』1980)。

公共選択としてみた法人税率の決定

いるからである。

周知のごとく、民主主義国家における普通選挙の主要目的は「政府選択」にある。ところで、ここでは自利心をもった個人（政治家や有権者）を前提としているから、政治家は特定の政策（たとえば、法人税率の引上げまたは引下げ）を遂行するための手段として政権を追求するのではなく、政治家の追求する目標は政権掌握自体から生ずる所得、名声、権力を享受するところにあると考えられる。したがって、政党もまた得票最大化をつうじて選挙に勝つために特定の政策を立案するのであって、特定の政策を立案するために選挙に勝とうとするものではない。また政党が政権を狙うのは、特定の集団なり階級に奉仕するためでもない。むしろ、政党の社会的機能は有権者の望む政策を提供するところにあるが、それは政権獲得により政治家の効用を最大化しようとする政党の私的目的を追求する結果として達成されるのである。

次に考慮すべき行動主体は利益集団である。法人税率が一定の水準に決められるとき、その決定主体は政権担当政党であるにしても、その背後において果す利益集団の役割は小さくないと考えざるをえない。とくにここでは、法人企業の利益一般を代弁する「法人企業団体」の果すべき役割は大きいと想定されている。

「法人企業団体」なる耳慣れない行動主体には若干の説明を必要とするかもしれない。通常、わが国のみならず西欧諸国では、各産業界の法人企業はなんらかの業界団体にメンバーとして属しているが、それぞれの業界団体はまたその上部団体である「法人企業団体」に加盟することが少なくない。そのような法人企業団体は、法人企業全般の利益を擁護するため、政府の政策決定プロセスに様々な圧力をかけながら介入し、法人企業全般にとって有利な政策（ここでは法人税率の引下げ）の実現をはかろうとする。法人税率が政府により数パーセント引上げられようとするとき、法人企業団体は税率引上げを阻止するか、または引上げを最小限に留めるため、政権担当政党を含む諸政党に対し積極的に働きかけるであろう。

けれどもまた、利益が複雑に分化している現代社会では、利益集団は法人企業団体だけではなく様々の特殊利益を代表する団体がありうる。そのような団体のなかには、労働者団体や消費者団体のように、法人企業団体の利益とは必ずしも両立せず、むしろ利害が対立する場合が少なくない団体がいくつも存在し活躍している。このような団体は、法人企業団体が法人税率引上げを阻止しようとして働きかけるとき、代わりに所得税や消費税の引上げが予想されるとすれば、当然、法人税率引上げに賛成し、同じく政府の政策決定プロセスにいろいろな圧力をかけながら介入するであろう。

最後に残された行動主体は官僚制である。ここでは、官僚もまた自らの効用を最大化するように行動すると仮定されているから、所得、地位保障、さらに権力、威信を高めることがかれらの目標となろう。そして今日、政策形成プロセスにおける官僚の果すべき役割の増大傾向を考慮すれば、

ここでの課題である法人税率の決定に当たっても、その果すべき役割は重要である。けれどもまた、議会制民主主義の理論モデルのなかでは、公的政策決定は立法行為であり、国民意思の代表機関である議会を中心とした立法過程を通じて行われ、官僚は法律として決定された政策の執行に責任をもつと観念されている。したがってここでは、官僚制は垂直的命令系統をもったピラミッド構造で成り立ち、法人税率の決定については、次に述べるような単純モデルでは、その役割はほとんど無視できるものと仮定しよう。

3. 政党の行動原理と選挙運動資金

——政党の主体的均衡条件——

前節で説明されたような議会制民主主義モデルを前提とするならば、法人税率決定をめぐる主要な行動主体の行動パターンについて、次のような仮定をおくことができる。

- (i) 政党は選挙にさいし、有権者に政策を提示し、自党の得票最大化を図り、これにより政権獲得を目指す。
- (ii) 政党の得票関数は、政策スタンス関数(S)、選挙資金(M)およびその他の要因(α)に依存する。初期条件として政党の選挙資金はゼロと仮定。
- (iii) 法人企業団体は、選挙運動資金(M)を政権担当政党を主とする諸政党に提供することにより、法人税率の引下げないし引上げの阻止を図る。
- (iv) その他の利益団体もまた、みずからの税負担の軽減を図るため、法人税率の引上げに賛成し、引下げに反対するよう行動する。

はじめに政党の得票関数を決定しなければならない。ここでは Uri Ben-Zion & Zeev Eytan にしたがって、得票最大化を企図する政党の行動原理を次のように定式化できると仮定しよう。

$$V=f[S(Y_1, \dots, Y_n), \alpha] \quad (1)$$

ただし、 V =政党の期待得票率、 (Y_1, \dots, Y_n) =政党の政策ベクトル、 S =政党の政策スタンス関数〔すなわち、政党の政策方針を表わし、政党の政策スタンスが有権者のそれとどれくらい乖離または接近しているかを示す指標〕、 α =その他の要因〔たとえば、政党のイメージ、過去の政権担当の実績評価などを含む。この場合、 α は選挙運動資金(M)とは独立と仮定されているから、 $\partial\alpha/\partial M=0$ と表すことができる〕。

政党は期待得票率(V)の極大化を意図して、そのための最適政策群(Y_1^*, \dots, Y_n^*)を選択しようとする。これにより有権者の抱く政策群との距離を極小化するような政策スタンス関数が得られる。よって政権獲得のための最適政策群(Y_1^*, \dots, Y_n^*)は

公共選択としてみた法人税率の決定

$$\frac{dV}{dY_i}(Y_{i1}^*, \dots, Y_{in}^*) = \frac{\partial f(S)}{\partial S} S_i(Y_{i1}^*, \dots, Y_{in}^*) \quad (2)$$

ここで選挙運動資金 (M) の導入を考えよう。この場合、政党は初期条件として選挙運動資金はゼロと仮定されている。

$$V = g(S, M, \alpha) \quad (3)$$

選挙運動資金を需要する側の政党は、次のような資金の用途をもつものと仮定する。(a)選挙運動資金は政党の政策的立場を明らかにし、大多数の有権者にPRするために使用される。(b)政党のパブリック・イメージを改善するのに役立てることができる。(c)有権者の選好を掘り起すためにも使用される。要するに、政治市場における「情報費用」の重要性と重なるものであるが、この場合情報の獲得よりも伝達の費用が大部分とみなすことができる。つまり経済市場とのアナロジーでいえば、企業の「宣伝費用」と同じカテゴリーに入るものである。したがってここでは、選挙運動資金による投票買取 (buying votes) の可能性は排除するものと想定されている。

そのため政党は、選挙運動資金と引き換えに政策変更を行い得票増大が期待できるならば、資金を受け入れるであろう。とすれば、資金の一定額 (dM) を受けとることにより、政党は先の最適政策ベクトルの変更を考慮するであろう。政党が果して資金 (dM) を受けとるか否かは、政党の得票率に対するプラスまたはマイナスの効果を総合した結果により決められよう。すなわち、得票増減 (dV) は政策変化 (dY_i) による失票と、選挙戦にさいし政策変化に応ずることにより得られる資金 (dM) を使用することによる得票増加との和により決定される。したがって次式が得られる。

$$dV = \sum \frac{\partial V}{\partial S} \frac{\partial S}{\partial Y_i} dY_i + \frac{\partial V}{\partial M} dM \quad (4)$$

書き換えると

$$dM = - \frac{\sum \frac{\partial V}{\partial S} \frac{\partial S}{\partial Y_i} dY_i}{\frac{\partial V}{\partial M}} \quad (5)$$

(5)式から次のようにいうことができよう。政党が選挙運動資金 (dM) を受け入れることにより支払うべき対価は、(a) dY_i という政策上の変更が大きければ大きいほど大となる。さらに、(b) 政策スタンス関数 (S) における政策変更のウェイト ($\partial S / \partial Y_i$) が高ければ高いほど大である。それゆえ、われわれの課題に即して、 dY_i を法人税率の変更 (dt) とすれば、 dt の引下げ幅が大きければ大きいほど要求される dM は大きくなる。また政策スタンス関数 S における法人税率

dt のウェイト ($\partial S/\partial t$) が大きければ大きいほど、要求される資金 (dM) は大きくなるはずである。このような条件は、政党行動の選挙運動資金に関する主体的均衡条件と呼ぶことができよう。

4. 法人企業団体の行動原理と選挙運動資金

——法人企業団体の主体的均衡条件——

ここで想定されている「法人企業団体」とは、文字どおり法人企業一般の利益を代表し、またその限りで圧力団体として行動する団体である。このような団体は、法人企業全般の利益を擁護するため、関係各方面に圧力をかけることが想定されているから、法人税率引下げもまたこの団体の行動目標の一つとなり得る。したがって、その傘下にある特定の産業なり業界が組織する利益団体とは異なった行動目標をもっているとみなすことができよう。それゆえまた、租税特別措置の新設要求のような、特定の産業なり業界の利益を擁護するための活動は含まれていないと想定されている。⁽⁵⁾

けれどもまた、法人税率の引下げを要求する法人企業団体に反対する別の利益団体があることも事実である。労組団体や消費者団体は所得税なり消費税の税率引下げを優先させるであろう。これらの団体は税率全般の引下げを要求して法人企業団体と共同歩調をとることもあり得るが、一般にはみずからに密接に関連する税率の引下げを主張し、たとえば法人税率の引下げには反対する行動を選ぶであろう。

法人企業団体の行動原理は、政党のように得票極大化を目標とするものではないが、政党と同様に団体の繁栄をつうずる所得、名声、権力の追求のなかに見出すことができる。そこで次のような政党と同様の行動関数を想定することにしよう。

$$\Psi = \Psi[\phi(X_1, \dots, X_n), \beta] \quad (6)$$

ただし、 Ψ は法人企業団体の効用(目標)関数、 ϕ はこの団体の政策スタンス関数であり、 (X_1, \dots, X_n) はこの団体のもつ政策群であって、 β はその他の要因を表わす。この時、団体が政党に提供する選挙運動資金 (M) を導入すれば、

$$\Psi = \Psi(\phi, M, \beta) \quad (7)$$

前節と同様にして、資金提供の誘因は次式で表わすことができる。

注(5) 現実には、法人税率の引上げを法人企業団体が容認するのと引き替えに租税特別措置の新設を要求し認められるケースは少なくない。そのようにすれば、法人税の限界税率が引上げられても、平均税率はなお引上げ幅を最少限に留めることができるからである。ここではモデルの複雑化を避けるため租税特別措置は考慮の外におかれた。

公共選択としてみた法人税率の決定

$$dM = - \frac{\sum \frac{\partial \Psi}{\partial \phi} \frac{\partial \phi}{\partial X_i} dX_i}{\frac{\partial \Psi}{\partial \phi}} \quad (8)$$

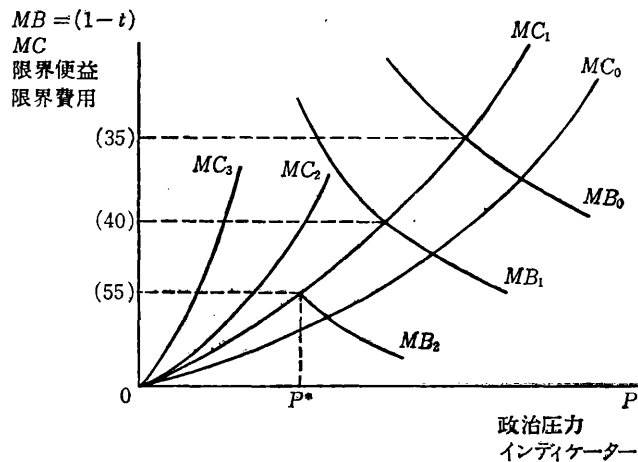
(8)式から次のような選挙運動資金に関する法人企業団体の主体的均衡条件を導くことができよう。すなわち、この団体が要求する法人税率(という政策群の一つ)の引下げ幅が大きければ大きいほど、そのために要する資金(dM)の規模は大となるであろう。またこの団体の政策スタンス関数における法人税率引下げのウェイトが大きければ大きいほど、資金(dM)は大となるであろう。

かくして法人企業団体は、法人税率引下げを含む圧力活動のため、政権担当政党を含む各政党、国会議員、国庫官僚などに働きかけるため専従職員を揃え、また広くコミュニケーション・チャンネルを利用して公衆にも訴えかけるであろう。同時に、選挙戦の開始に当って政権担当政党を中心に各党に対し選挙運動資金を供給することになる。

法人企業団体としては、法人税率引下げを実現するためには、広範な宣伝活動を含む政治工作に支出される最終的貨幣支出によりもたらされる限界便益が、いかなる方面に支出されようと均等でなければならない。

この関係を図2についてみよう。縦軸に限界便益と限界費用をとり、横軸に政治圧力インディケータをとる。前者は貨幣で表示可能とし、後者は資金投入により得たところの影響力という意味で数量的に表示可能と仮定する。そのとき選挙運動資金の限界便益線は図のごとく右下りである(MB_0)。しかしまた選挙運動資金は、法人企業団体のみならず先に述べた他の圧力団体からも供給されており、しかも法人税率引下げに反対し、それを阻止しようとする活動が認められよう。そのとき法人企業団体の MB 曲線は、 MB_0 から MB_1 のように左側にシフトするから、同一水準の

図2： 法人企業団体の主体的均衡条件



影響力では前と同じ水準の限界便益を入手することはできない。この間の関係は、限界便益としての法人税率の引下げが法人企業団体傘下のメンバーすべてにとって「公共財」(public goods)であるが、しかしメンバー以外の人々にとっては「公害」(public bads)であること、そして逆もまた真であることから推察できよう。

横軸では政治圧力インディケータがとられているが、それは法人企業団体が発揮する圧力行動量を意味している。したがって MB 曲線は、法人税率決定に対する限界的政治工作投資 (dM) がもたらす政府への圧力の増分により、この団体が手に入れることのできる純便益 ($MB=1-t$) の極大増分の軌跡と解釈することができよう。

法人企業団体が提供する選挙運動資金は、この団体の側からみれば「投資」活動である。そのような投資としての政治工作の限界費用については、図のような右上りの曲線をプロットすることができる。政治圧力を増大させるためには多額の資金を必要とするが、その資金調達のためには、加盟業界団体からの資金のみならず金融機関からの借入れも必要となるであろう。

法人企業団体が保有する総資産とくらべ借入比率が極度に悪化するならば、貸手である金融機関は返済不可能となる危険に対しより大きなプレミアムを要求するであろう。もしも資金コストの一層高い貸手に依存せざるを得ない事態に追い込まれるならば、それだけ MC 曲線は MC_1 から MC_2 、さらに MC_3 へと左側にシフトするであろう。

いま一つ留意すべき点は、法人税率の引上げには上限が外生的に画されていることである。それは「EC 共通法人税制指令案」の第3条（通常税率と例外措置）である。それによれば、EC 加盟国の法人税率は45%以上で55%以下でなければならないとされている⁽⁶⁾。したがって、法人企業団体が行使する政治圧力は、少なくとも図の P^* の水準からスタートすると想定することが許されよう。また法人企業団体が直面している MC 曲線が MC_2 ないし MC_3 のような場合には、いかなる政治圧力の努力もなんらの便益（ここでは法人税率の引下げ）をもたらさないといえる。よって与えられた MC 曲線と MB 曲線の交点で、法人税率引下げに関する政治圧力行動の最適点が決まるであろう。

5. 政治圧力市場と法人税率

このセクションでは、選挙運動資金を需要する側の政党（複数）と同じく資金を供給する側の利益団体（複数）とて構成される政治圧力市場を想定し、この市場で法人税率がいかに決定されるか

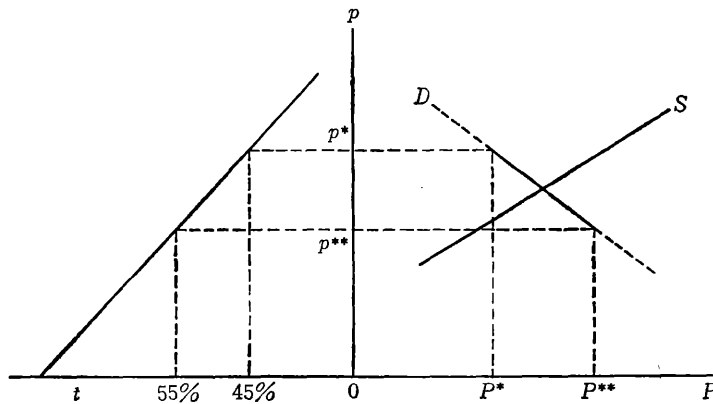
注(6) 「EC 共通法人税制指令案」については、日本証券業協会・欧州証券税制調査団『報告書』1980. p. 328を参照。なお参考のため EC9ヶ国の法人税率を挙げると、ベルギー48%、フランス50%、イギリス52%、アイルランド45%、西ドイツ留保分56%、配当分36%、デンマーク37%、イタリア25%、オランダ48%、ルクセンブルグ40%である。またアメリカと日本はそれぞれ50%と40%である（いずれも1980年現在）。

公共選択としてみた法人税率の決定

を考えてみよう。はじめに図3の第一象限の横軸に政治圧力インディケーター (P) をとり、縦軸にそのような政治圧力一単位を生みだすに必要な価格 (p) をとる。第二象限の横軸には法人税率をとる、第一象限で得られる均衡値を変換するために必要な補助線(45度線)を与えておく。

いま選挙運動資金を需要する政党側からみれば、一単位当りの政治圧力に対し支払うべき価格が低ければ〔すなわち見返りとして支払うべき犠牲が小さければ〕、政治圧力の増加、したがってまた資金額の増加を進んで受け入れるであろう。それゆえ、この市場における政党の資金需要曲線は

図3：政治圧力市場と法人税率



図のように右下りとなるであろう。また選挙運動資金を供給する側の利益団体側からみれば、前節で述べたように一単位当りの政治圧力を生みだす限界費用は逦増すると仮定されているから、図のように右上りと想定することができる。ただし、ここでの考察範囲は次のように限定されていると考えてよいであろう。それはすでに述べたような「EC 共通法人税制指令案」により課された制約条件である。かりに法人税率の引下げ要求が45%以下に引下げたぐいのものであれば、法人企業団体の支払うべき対価は p^* を超え、それは禁止的価格を意味するであろう。したがって p^* より左側の需要曲線(点線)はほとんど実現不可能を意味すると考えられる。また逆に同様の理由から、法人税率は55%が上限となると想定することは、少なくとも短期的には妥当であろう。それゆえ法人企業団体が法人税率引下げのために支払うべき価格は、 p^{**} より低くはないと想定できる。かくして、 p^{**} より右側の需要曲線(点線)もまた存在しえないと想定することができる。

これまでのような「政治圧力市場」モデルには種々の特徴を見出すことができる。その一つとして、寡占市場における競争モデルとの類似性という特徴がある。ここでの法人企業団体と他の利益団体との関係は、共に政治圧力という特殊サービスを政治市場に供給し、政党も同様にまた各々それを需要するという競争関係に立たされている。法人企業団体と他の利益団体とは、政治圧力という完全に同質のサービスを提供し同一の政治市場においてライヴァル関係にある。同様の関係は

政党間にも見い出すことができよう。

このような関係を法人企業団体の側からみてみよう。まず法人企業団体(A)が法人税率の引下げを求めて政治圧力の供給量を変化させると、それは他の利益団体(B_1, \dots, B_n)の政治圧力供給量に影響を及ぼす。この関係は前節ですでに触れたとおりである。図3において、法人企業団体(A)と他の利益団体(B_1, \dots, B_n)の政治圧力供給曲線は右上りであり、その横軸に沿う総和が政治圧力の総供給量を表わす。ではAと(B_1, \dots, B_n)の関係はどうか。

いま政治圧力に対する総需要関数を D 、その総需要量を Q 、また法人企業団体(A)をのぞく他の利益団体の供給関数を S 、供給量を Q_B とし、均衡価格を p とすれば、

$$Q = D(p) \quad (1)$$

$$Q_B = S(p) \quad (2)$$

したがって、法人企業団体(A)は p という価格で、 $Q - Q_B = Q_A$ だけ政治圧力を供給することができよう。すなわち、法人企業団体(A)による政治圧力の供給量

$$Q_A = D(p) - S(p) \quad (3)$$

を満足する価格 p で需給が均衡するであろう。

次に法人企業団体(A)の供給量 Q_A の一単位増加にもない生ずる政治圧力の変動を求めるため、(1)および(2)における弾性値を求め、それぞれ ϵ 、 λ とすれば次式のとおりを表わせる。

$$\epsilon = \frac{p}{Q} \frac{dQ}{dp} \quad (\epsilon < 0) \quad (4)$$

$$\lambda = \frac{p}{Q_B} \frac{dQ_B}{dp} \quad (\lambda > 0) \quad (5)$$

ところで(3)より

$$\begin{aligned} \frac{dp}{dQ} &= \frac{1}{\frac{dQ_A}{dp}} = \frac{1}{\frac{d}{dp}[D(p) - S(p)]} = \frac{1}{\frac{dQ}{dp} - \frac{dQ_B}{dp}} \\ &= \frac{1}{\frac{Q}{p}\epsilon - \frac{Q_A}{p}\lambda} = \frac{p}{Q\epsilon - Q_A\lambda} \end{aligned} \quad (6)$$

いま政治圧力の総供給量を Y とすれば、その需給均衡条件は次のごとく表わせる。

$$Y = Q_A + Q_B = Q \quad (7)$$

$$Q_B = Y - Q_A \quad (8)$$

公共選択としてみた法人税率の決定

よって(6)式の最終項の分母は次式のように表わされる。

$$\begin{aligned} Q\varepsilon - Q_B\lambda &= Y\varepsilon - (Y - Q_A)\lambda = Y\varepsilon - Y(1 - Q_A/Y)\lambda \\ &= Y\{\varepsilon - (1 - Q_A/Y)\lambda\} \end{aligned} \quad (9)$$

したがって(6)式の dp/dQ_A は

$$\frac{dp}{dQ_A} = \frac{p}{Y} \frac{1}{\varepsilon - (1 - Q_A/Y)\lambda} \quad (10)$$

法人企業団体 (A) による限界政治圧力は

$$\frac{dP}{dQ_A} = \frac{d}{dQ_A}(dQ_A) = p + Q_A \frac{dp}{dQ_A} \quad (11)$$

これを(10)に代入して

$$\frac{dP}{dQ_A} = p \left[1 + \frac{Q_A}{Y} \frac{1}{\varepsilon - (1 - Q_A/Y)\lambda} \right] \quad (12)$$

ここで、 $0 < Q_A/Y < 1$ 、 $\varepsilon < 0$ 、 $\lambda > 0$ であるから $\varepsilon - (1 - Q_A/Y)\lambda$ は負であり、一般にゼロではない。

それゆえ、(12)式より法人企業団体 (A) による限界政治圧力は Q_A/Y 、すなわち政治市場における政治圧力の総供給量 Y に対する法人企業団体 (A) の政治圧力供給量 Q_A の割合に依存するであろう。

周知のように、この条件は市場形態が完全競争市場か独立市場かを区別する指標として利用されている。政治市場における法人企業団体 (A) の影響力が圧倒的に強く、他の利益団体の政治圧力をまったく排除できるならば、政治圧力の供給者が法人企業団体のみであるという意味で独占市場である。このとき、 $Y = Q_A = Q$ であるから、(12)式より

$$\frac{dP}{dQ_A} = p \left(1 + \frac{1}{\varepsilon} \right) \quad (13)$$

また(10)式より

$$\frac{dp}{dQ_A} = \frac{p}{Q_A} \frac{1}{\varepsilon} \neq 0 \quad (14)$$

これは独占企業のケースとまったく同一であり、 ε が大となるにしたがい市場が次第に競争市場に近づいてゆくことも同じである。しかし政治市場における供給の弾力性 ε が、現実にとどれくらいの規模に落ちつくかは明らかではない。それは法人税率の決定にさいし法人企業団体と競合する他の利益団体の政治圧力供給能力にも大きく依存するからである。

けれどもまた、いま一つの決定要因である需要の弾力性については、かなり小さいと想定すること

とが許されよう。それは経済市場において働く「需要の弾力性逓減の法則」が政治市場においても働くと考えられるからである。経済市場では、所得水準の上昇とともに、消費者はたとえ価格差があってもそれが少しぐらいであったならば、より安いものを求めて流動的に動くということが少なくなり、粘着性を増すとされている。これは需要の弾力性の値を引下げる方向に作用しよう。もし同様の法則が政治圧力市場においても作用すると想定することが許されるならば、それは法人税率の決定に当って需要側の当事者である政党(とくに政権担当政党)の裁量の幅を狭め、税率変動の領域もまた狭められるから法人税率の均衡値の探索を容易ならしむることとなる。

6. 結論に代えて

議会制民主主義の社会で、法人税率が短期的にいかにか決定されるかを探るため、政党と利益団体という行動主体から成る単純モデルにより考察を進めてきた。それでは、法人税率の決定メカニズムについて果してなにがいい得るであろうか。

これまでの分析からは、なんら断言しうるような結論は与えられていないというべきであろう。それは手掛りとされたモデルの制約によるところが大きいためであり、いってみれば静学的部分均衡モデルという枠組みから一步もでていないからである。今後は、一層精緻な動学的一般均衡分析に進むべき余地が大いに残されている問題領域であるともいえよう。とりわけ一般均衡分析という観点からは、現代の先進諸国における公共部門の比重拡大傾向を考慮に入れるとき、またその傾向はわが国ではますます高まると予想されるが、民間部門のみならず公共部門をも含めた真の一般均衡分析手法を必要とするであろう。これまでの一般均衡分析がその有効性の強化を求めて一層の拡充を図ることが期待されよう。

法人税率の決定メカニズムを探るといふ問題関心は、これを一般化すれば、政策変更ないし制度変更のメカニズムを明らかにする方向につながるものである。そして制度変更のメカニズムについては、すでに G. J. Stigler を先頭とするシカゴ学派が「公益説」を批判し「獲得説」を主張しているが、かれらの主張はここでの結論と軌を一にしている⁽⁷⁾。かれらは、ある産業に対する政府の規制措置は、逆にその産業が対政府交渉などを経て、みずからの力で獲得したものと考えるべきだと主張している。かれらによれば、経済的規制は「公共の利益」に奉仕するというよりは、特殊利益集団の利益に奉仕するものにはかならない。したがってまた規制当局が意図すると否とにかかわらず、あたかも捕囚(capture)の身となって利益団体に奉仕することになるという意味から「捕囚説」とも呼ばれている。

注(7) ここで筆者の念頭に置かれているシカゴ学派とは、スティグラー、ポズナー、ベルツマンらの主として経済的規制を強く批判し新自由主義の立場から市場機構の不可侵性を主張する人々である。

公共選択としてみた法人税率の決定

政党と利益団体とが選挙運動資金をつうじて互いに交渉するとき、法人税率の変更は時には法人企業団体に有利に、また時には他の利益団体に有利に決定されるであろう。その時、われわれのモデルでは、それぞれの当事者（各政党および各利益団体）がパイの分け前を最大化する努力を払うが、それが社会全体のパイの大きさを最大化する方向に働くという保証はない。法人企業団体に有利な法人税率の決定は、他の利益団体に不利に働くであろう。また逆も真である。かくして、経済モデルでは、自利心の追求が「見えざる手」をつうじて最適な社会的厚生の実現につながるけれど、われわれの政治圧力市場ではそのような可能性はまず残されていないとみるべきであろう。

〔参考文献〕

- [1] Ben-Zion, Uri & Eytan, Zeev, On Money, Vote, and Policy in a Democratic Society, *Public Choice*, Spring 1974.
- [2] Downs, Anthony., *An Economic Theory of Democracy*, 1957. (A. ダウンズ・古田精司監訳『民主主義の経済理論』1980)
- [3] Frey, Bruno S., *Modern Political Economy*, 1978. (B. S. フライ著, 加藤寛監訳, 川野辺裕幸・横山彰・原田博夫訳『新しい経済学・ポリティコ・エコノミックス入門』1980.
- [4] Olson, Mancur, *The Logic of Collective Action, Public Goods and the Theory of Groups*, 1965.
- [5] Peltzman, Sam, Toward a More General Theory of Regulation, *Journal of Law & Economics*, Aug. 1976.
- [6] Posner, R. A., Theories of Economic Regulation, *Bell Journal of Economics & Management Science*, Vol. 5. 1974.
- [7] Stigler, George J., *The Citizen and the State, Essays on Regulation*, 1975.
- [8] 宇田川璋仁「租税特別措置と公共選択」*エコノミア*, 1978. 3月号。

(経済学部教授)